

令和8年度 特定教育・保育施設等に係る利用者負担額表

保育所・認定こども園（2号・3号）

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)			
階 層	定 義		年齢及び認定区分			
			3歳未満児 (3号認定)		3歳以上児 (2号認定)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
		その他の世帯	0	0	0	0
第3階層	所得割 48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,500	0	0
		その他の世帯	11,500	11,300	0	0
第4階層	所得割 48,600円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等のうち 所得割 77,101円未満	4,500	4,500	0	0
		ひとり親世帯等のうち 所得割 77,101円以上	23,000	22,600	0	0
		その他の世帯	23,000	22,600	0	0
第5階層	所得割 97,000円以上 169,000円未満		34,000	33,500	0	0
第6階層	所得割 169,000円以上 301,000円未満		40,000	39,400	0	0
第7階層	所得割 301,000円以上		40,000	39,400	0	0

○児童の年齢は、令和8年3月31日の年齢によって算定します。

（年度途中で年齢が変更になっても、年齢区分は変わりません。）

○第2階層の市町村民税非課税世帯については、第2子以降は無料となります。

○第2、第3、第4階層のひとり親世帯等とは、母子・父子家庭及び障がい児（者）を有する世帯です。

○ひとり親世帯等について、市町村民所得割合算が77,101円未満の場合、第2子以降は無料となります。

また、市町村民所得割が57,700円未満の世帯について、第2子を半額とし、第3子以降が無料となります。

○同一世帯に18歳未満の児童が3人以上いる場合、第3子以降が保育所に入所した場合、その児童の利用料は無料となります。（第7階層においては適用しません。）

○認可保育所・幼稚園・認定こども園及び特別支援学校等に入所している児童が2人以上の場合は、保育所の利用料は第2子が通常の半額、第3子以降が無料となります。

○2号認定の子どもの保育料は無償化となりますが、副食費等については保護者負担となります。

○延長保育料は無償化の対象外となりますので、これまで通り保護者負担となります。